

○山梨県警察質屋営業関係事務取扱要領の制定について

〔 令和3年3月30日 〕
〔 例規甲(生企許)第123号 〕

(概要)

この要領は、質屋営業法、質屋営業法施行規則、山梨県公安委員会公印規程及び山梨県公安委員会事務専決規程に基づき、質屋営業に係る事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。